

本会議から付託された案件4件を審査するため、6月12日に厚生委員会を開催しました。

議案第54号 総社市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

～内容～

平成22年10月に本市指定のごみ袋の値下げを行った際に、ごみ袋の変動相場制を採用している。値下げ前の1年間に比べごみの量が7.7%減少したため、ごみ袋変動相場制の主旨によりごみ袋の料金を7.7%値下げを行うこととし、関係条文の整備を行おうとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：人口が減ってきたらごみも減る。一人当たりのごみの量で換算するのか、総量で換算するのかルールが決まっていない。今回、7.7%の減額で1枚あたり2円の減額で10枚では20円減額される。安くなった感はあるが、10%になるまで我慢するなどの下げるときの決まりがあってもよかったのではないかと。2円下げることによって他に経費がかかっているのか。

答：人口は減っていないので、今回は算定していない。将来的に人口が激変するようなことがあれば計算に加味するべきである。変動相場制ということを知っている市民に知らせているので、減った分だけ下げるのが望ましいだろうという結論に至った。経費は、ごみ袋の印刷代が必要である。今回は起こっていないが、あまりに下がると、経費割れを起こす可能性がある。変動相場制を打ち出した2年前、ルールを作っていなかった。今後の変動相場制による改正のときルールをしっかりとやっていきたい。

問：企業数が増えてきたときの基準はどう考えているか。

答：今回の改正は家庭ごみであり企業からのごみは範囲外である。事業系として料金を徴収しており、今回のごみ袋は使えない。

問：最終的に市として人口がこのままとして、どこまでごみを減らす目標があるのか。最終目標はどこにあるのか。

答：目標は限りなくゼロである。リバウンドを恐れていたが、このような結果になった。いろんな意見があったが、よく議論して注目させることが一番良い方法だと思う。半額にした後の半年は激減している。23年度24年度は横ばい状態から微増した。最近、雑紙回収を始めた。目新しいことを常にやって行くことが重要であるが、いつかは頭打ちになるので次の対策を考えて行く。常に注目させてごみを減らすことが一番いいのではと思う。

問：市内の商店にはマイバック運動は徹底しているのか。

答：一部では協力が得られてない。

問：雑紙の回収はどれくらい貢献しているのか。

答：半年の間に市役所で37トン回収できたが、その他いろんな形で回収が行われているので全体の量は把握できない。

問：ごみ袋の下げ幅はもっとあるが、今回は少しだけ下げておいて下げる余地を残しているのか。

答：下げる余地を残しているのではない。

問：ごみの量がもっと下がった場合、原価割れをしてもごみ袋を下げるのか。

答：原価割れしてまで下げないと思う。

議案第 55 号 平成 25 年度総社市一般会計補正予算（第 2 号） のうち、本委員会の所管に属する部分について

～内容～

外国人の防災支援事業に要する経費、特別支援の必要な児童の入所に伴う保育士の増員及び育児休業の取得に伴う代替保育士の雇用に伴う経費、生活保護基準の見直しに伴う電算システムの改修経費の増額が主なもの

～結果～

次のような審査の結果、本委員会の所管に属する部分は、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：外国人防災リーダー養成講座の受講生は何人ぐらいか。多言語防災カードは何ヶ国語作るのか。

答：研修は 15 から 20 人くらいを見込んでいる。英語・スペイン語・ポルトガル語・中国語・韓国語の 5 言語を予定している。

問：カードは登録されている一人ひとりにお渡しするのか。

答：そうです。

問：災害が起きたとき、外国人だけが常に集まっているとは限らない。そんなときに防災リーダーがどんな動きをするのかにかかってくる。外国人が、カードを持っていることを自主防災組織の長にも認識していただく必要があるのではないか。

答：そのとおりであり、防災リーダーの役割についても多少そのことについて記載がある。自主防災組織所管部局とも相談しながらカードを作っていく。

議案第 56 号 平成 25 年度総社市国民健康保険特別会計 補正予算（第 1 号）について

～内容～

収納対策（先進地視察旅費・長期滞納者の財産調査）に要する経費の増額

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で原案を可決すべきであると決定。

～質疑～

問：視察を予定している大分市はどのような点が優れているのか。

答：収納率が高い。22年度から23年度について大幅に収納率が向上しているので、どのような対策を講じたのかその当たりのことを視察に行く。

意見第1号 人権擁護委員の候補者の推薦に関する意見を求めることについて

～内容～

本市推薦の人権擁護委員1名の任期が本年9月30日で満了することに伴い、後任の候補者を推薦しようとするもの

～結果～

全員一致で推薦に同意すべきであると決定。

～質疑～

問：本市の人権擁護委員の男女比はどうなっているか。

答：13人の内 男6名 女7名となる。